

放射線治療専門医（学会認定） 資格更新認定申請説明書

公益社団法人 日本放射線腫瘍学会

公益社団法人 日本医学放射線学会

（2019年4月）

放射線治療専門医資格更新手続きについて

日本放射線腫瘍学会、日本医学放射線学会では、放射線科専門医の生涯教育を推進し、放射線治療における専門性を向上させるため、単位取得制度を実施しております。

今年度は放射線治療専門医制度の移行期でもあり、日本医学放射線学会専門医の更新資格あるいは日本放射線腫瘍学会認定医（旧制度）の更新資格で単位取得の評価を行います。

つきましては、日本医学放射線学会専門医資格更新単位取得制度規程（2010年6月5日改訂）に基づく申請（A）または、日本放射線腫瘍学会認定制度規程（旧制度）に基づく申請（B）の**いずれかの単位認定申請書**に必要事項を記入し、**日本放射線腫瘍学会事務局に提出して下さい。**

尚、前回の申請より（A）（B）とも5年間に日本医学放射線学会総会（あるいは秋季大会）および日本放射線腫瘍学会年次学術大会にそれぞれ1回以上の出席が義務付けられております。

放射線治療専門医制度委員会

日本医学放射線学会 専門医資格更新単位取得制度規程に基づく申請 (A)

有効単位 : 学術集会単位数リストは別リスト (A) 参照

2014年6月1日～2019年5月31日までに、所定の学術集会への参加、必須講習会の受講、および論文発表によって取得したもの。但し、初回更新の方の単位有効期間は、2014年9月1日～2019年5月31日まで

- 1) 60単位のうち、少なくとも40単位は所定の学会・セミナー等への参加で取得したもの
(出席証明書添付のこと。但し会員ICカードで単位取得登録をした場合は不要:注①参照)
- 2) 上記以外の学会・研究会への参加による取得単位の申請上限は20単位まで
(出席証明書あるいはそれに準ずるものを添付のこと)
- 3) 査読制度のある学術雑誌に掲載された論文: 第1著者10単位、第2著者以降2単位
査読制度がない学術雑誌に掲載された論文: 第1著者5単位、第2著者以降1単位
但し、論文による単位は上限を1年間10単位、5年間で20単位までとする
(論文名及び著者名が記されているページのコピーまたは別刷を添付のこと)
- 4) 必須講習会「医療安全・放射線防護(旧「安全管理1,2」)」「医療倫理」「医療の質:治療」
の出席証明書の提出を義務付ける
(出席証明書添付のこと:注①参照)
- 5) 日本医学放射線学会総会(あるいは秋季大会)および日本放射線腫瘍学会年次学術大会にそれぞれ1回以上の出席を義務付ける(出席証明書添付のこと:注①参照)

注①: 会員ICカードで登録をされた方は、電子データで確認しますので、出席証明書は不要です。ただし、登録データが、日本医学放射線学会会員専用ページ内の「学術集会・講習会出席履歴」に反映されていない場合には、その旨を日本放射線腫瘍学会事務局にメール等でご連絡下さい。会員ICカードでの登録ができなかった場合、ICカード登録に未対応の場合等は、従来どおり出席証明書をご提出ください。

注②: 出席証明書には必ず氏名を記入してください。

単位の算定例(下記参照)

JRS: 日本医学放射線学会

JCR: 日本放射線科専門医会・医会

RSNA: Radiological Society of North America

例1: JRS 総会に2回 / JRS 秋季臨床大会に2回参加	(15単位×4)	
		合計 60 単位
例2: JRS 総会に2回 / JRS 秋季臨床大会に1回参加	(15単位×3)	45 単位
JCR ミッドサマーセミナーに2回参加	(10単位×2)	20 単位
		合計 65 単位
例3: JRS 地方会に8回参加	(5単位×8)	40 単位
RSNA 学術集会に2回参加	(5単位×2)	10 単位
JRS 関東地方会セミナーに4回参加	(3単位×4)	12 単位
		合計 62 単位

日本放射線腫瘍学会 認定制度規程 に基づく申請 (B)

有効単位 : 所定の学術集会単位数リストは別リスト(B)参照

2014年6月1日～2019年5月31日までに、所定の学術集会への参加、必須講習会の受講、および論文発表によって取得したもの。但し、初回更新の方の単位有効期間は、2014年9月1日～2019年5月31日まで

(日本放射線腫瘍学会放射線治療専門医更新規程第2条に掲げる通り、合計15単位以上取得のこと。)

- 1) 本学会学術大会への参加：3単位、本学会学術大会での発表：筆頭演者2単位、共同演者1単位
(筆頭・共同演者はそれぞれ1大会につき各1回まで申請できる。但し、共同演者は学術大会出席者に限る)
(報文集の該当頁のコピーを必ず添付すること。)
- 2) 本会が認定した放射線治療に関連する所定の学会等への参加：別リスト(B)参照、学会、研究会等での発表：筆頭演者のみ1単位
(発表が記されているページのコピー(全体及び発表内容の詳細)を添付すること。)
- ※ 1)及び2)は出席証明書(必ず氏名を記入)あるいはそれに準ずるものを添付のこと。
但しJRS会員ICカードで単位取得登録をした場合は不要：注①参照
- 3) 放射線治療に関する学術論文業績：JRRの筆頭著者4単位、共同著者2単位；その他、本会が認定した学術誌の筆頭著者2単位、共同著者1単位
但し、論文発表による単位数は最多10単位までとする。
(論文名及び著者名が記されているページのコピーまたは別刷を添付のこと。)
- 4) 必須講習会「医療安全・放射線防護(旧「安全管理1,2」)」「医療倫理」「医療の質：治療」の出席証明書の提出を義務付ける(出席証明書添付のこと)：注①参照
- 5) 日本医学放射線学会総会(あるいは秋季大会)および日本放射線腫瘍学会年次学術大会にそれぞれ1回以上の出席を義務付ける(出席証明書添付のこと)：注①参照

注①： 会員ICカードで登録をされた方は、電子データで確認しますので、出席証明書は不要です。ただし、登録データが、日本医学放射線学会会員専用ページ内の「学術集会・講習会出席履歴」に反映されていない場合には、その旨を日本放射線腫瘍学会事務局にメール等でご連絡下さい。会員ICカードでの登録ができなかった場合、ICカード登録に未対応の場合等は、従来どおり出席証明書をご提出ください。

注②： 出席証明書には必ず氏名を記入してください。

申請書の提出方法

- 申請希望者は（学会認定）更新認定申請書（A）または更新認定申請書（B）（同封の書式、もしくは日本放射線腫瘍学会ホームページ（<https://www.jastro.or.jp/medicalpersonnel/aboutdoctor/>）から、ダウンロードした書式）に必要事項を記入の上、添付書類と共に下記送付先へお送りください。
- 申請書は【学会認定用の中袋（白封筒）】に入れた上、【宛名記載の返信用 薄緑色封筒】をご利用ください。お手数ですが、配達記録の残る「書留」にてお送りください。

<申請書類送付先>

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-4-14 TOKI ビル 5F
公益社団法人日本放射線腫瘍学会事務局 気付 放射線治療専門医制度委員会 宛
TEL 03-3527-9971 FAX 03-3527-9973 E-mail : jastro-office@jastro.jp

- **更新審査料（30,000 円）**は、以下の口座へお振込の上、必ず払込票（写）を添付してください。

<振込先> ゆうちょ銀行

振替口座：00190-8-94818 口座名義：認定制度委員会

※ 通信欄に更新者氏名、JASTRO 会員番号、「更新審査料」と明記のこと

☆他金融機関からの振込用口座番号：0一九（ゼロイチキョウ）店 当座 0094818

※お振込料はご負担をお願いします。

- 申請書類提出期限：2019年6月28日（金）必着

更新の猶予申請者 / 更新辞退者

- 特別な理由がある場合（妊娠、出産、育児、長期療養、留学 等）、2年間を限度に放射線治療専門医資格の有効期間を延長することができます。なお、特別な理由なく更新手続きをされない場合は、資格が失効致しますのでご留意下さい。
- 更新猶予申請用紙が必要な方、放射線治療専門医資格更新を辞退される方は、本学会事務局へ申し出られるか、または学会ホームページにアクセスして所定の用紙をダウンロードして使用して下さい。
(<https://www.jastro.or.jp/medicalpersonnel/aboutdoctor/>)

注 意 点

- (1) 出席証明書の紛失や出席証明書コピーの提出の場合は単位を認めません。必ず原本を提出してください。出席証明書が発行されていない場合は、ネームカードもしくは領収書をお送りください。
 - (2) 更新にあたっては、日本放射線腫瘍学会および日本医学放射線学会の継続した会費の納入が必要です。納入状況をご確認下さい。
- ※ 申請書類審査の結果、更新が認定された方には、両学会理事会での承認を経て、放射線治療専門医認定通知を送付するとともに、認定証を後日発行いたします。